

浜松市移動支援事業従事者養成研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市移動支援事業従事者の養成研修（以下「養成研修」という。）を円滑に行い、障害者の社会生活上不可欠な外出のための支援の担い手を養成し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜松市（以下「養成研修実施者」という。）とする。

(受講対象者)

第3条 養成研修の受講の対象となる者（以下「受講対象者」という。）は、浜松市内に居住する者又は浜松市内に勤務する者のほか、市長が必要と認めた者とする。

(受講対象者の募集)

第4条 養成研修実施者は、養成研修の開催について広報誌等により公募する。

(実施内容)

第5条 養成研修の実施内容については、別に定める。

(講師)

第6条 養成研修の講師は、浜松市職員、浜松市移動支援事業実施要綱第2条に基づく事業実施者又は養成研修の講師を行う技能を有する者として市長が認めた者とする。

(修了証明書の交付)

第7条 養成研修実施者は養成研修の全カリキュラムを修了した受講対象者（以下「修了者」という。）に対し、修了証明書（様式第1号）を交付するものとする。

(台帳の管理)

第8条 養成研修実施者は、修了者について、氏名、生年月日、住所、連絡先、研修の区分、修了年月日、修了証明書の番号を記載した台帳を作成し、管理しなければならない。

2 台帳の管理に当たっては、安全かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修会参加費用)

第9条 研修会開催費用のうち、教材等の係る実費相当分については、参加者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号

修了証明書

氏名
年 月 日 生

浜松市移動支援事業従事者養成研修実施要綱に基づく移動支援従事者養成研修の
課程を修了したことを証明する。

令和 年 月 日

浜松市長

印